

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成 20 年 3 月 28 日

北海道公営企業管理者 青 木 次 郎

## 1 入札に付する事項

- (1) 工事等の名称  
苫小牧地区第二工業用水道改修事業 厚真支線配水管布設工事（1 工区）
- (2) 工事等の場所  
苫小牧市
- (3) 工事等の期間  
契約締結の翌日から 200 日間
- (4) 工事等の概要  
入札説明書による。
- (5) 分解解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業又は経常建設共同企業体であって、単体企業の要件は(1)、経常建設共同企業体の要件は(2)とする。

### (1) 単体企業の要件

- ア 北海道における一般土木工事の競争入札参加資格が、A等級に格付けされていること。
- イ 入札執行の日までの間に、北海道競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。
- ウ 道発注工事等入札参加除外措置要領の規定による道発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- オ 胆振又は日高支庁管内に主たる営業所（建設業許可申請書別表（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）様式第 1 号別表）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者、若しくは、石狩支庁管内に主たる営業所を有し、かつ、苫小牧市内に営業所（同別表の「その他の営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- カ 過去 10 年間（平成 10 年度以降）に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請けとして施工した実績を有する者であること。  
なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体における構成員としての出資比率が 20%以上の場合のものに限るものとする。
- キ 建設業法第 26 条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有する者を工事に専任で配置できること。

- ク 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- ケ 本工事に係る設計業務等の受託者と資本関係又は人的関係がないこと。
- コ 入札に参加しようとする者の間に一般競争入札における共通事項の資本関係及び人的関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(2) 経常建設共同企業体の要件

- ア 経常建設共同企業体は、北海道における一般土木工事の競争入札参加資格がA等級に格付されており、かつ、(1)のイ、キ及びクの要件をすべて満たしていること。
- イ 経常建設共同企業体の構成員は、(1)のイからエ、カ、キ、ケ及びコの要件をすべて満たしていること。  
ただし、(1)のカの要件については、構成員の1社以上がその要件を満たしていることとする。
- ウ 経常建設共同企業体の構成員は、胆振、日高、石狩支庁管内に主たる営業所を有している者であり、かつ、1社以上が胆振、日高支庁管内に主たる営業所を有する者であること。
- エ 構成員の数は、2社又は3社であること。
- オ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。
- カ 構成員の組み合わせは、北海道における一般土木工事の競争入札参加資格の格付がA等級に属する者で、同一等級若しくは直近等級との組み合わせであること。
- キ 本工事の入札に参加する経常建設共同企業体の構成員は、単体企業、他の経常建設共同企業体の構成員、又は協同組合等の構成員として参加する者でないこと。

3 入札説明書の配布期間等

入札説明書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり配布する。

(1) 配布期間

平成20年3月28日（金）から平成20年4月23日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時までとする。

(2) 配布場所

北海道札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館9階  
北海道企業局 閲覧室

また、インターネットによる場合は次のとおりとする。

「北海道企業局ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kg/sum/>」

(3) 配布方法

直接配布又はインターネット配布とし、送付又はファクシミリでは行わない。

(4) 費用

無料とする。

4 入札の参加資格審査申請

(1) 申請書等

「一般競争入札における共通事項」のとおり

(2) 提出期間

平成20年3月28日（金）から平成20年4月23日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出場所

北海道札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館10階  
北海道企業局総務課財務グループ管財担当

(4) 提出方法

持参によるものとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

- ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出された資料は、返却しない。
- ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。
- エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成20年4月25日（金）までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、平成20年5月7日（水）までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館10階

北海道企業局総務課財務グループ管財担当

- (2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館10階

北海道企業局総務課

8 入札の執行場所及び日時

- (1) 入札場所

札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館10階

- (2) 入札日時

平成20年5月14日（水） 10時30分 （予定）

9 郵便等による入札

- (1) 郵送等による入札は認めない。  
(2) 電報による入札は認めない。

10 落札者の決定方法

北海道財務規則（北海道企業局財務規程で一般会計の例によることとされ準用する北海道財務規則をいう。以下同じ。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であり、かつ、入札書記載の入札金額が最低の者（最低制限価格を設定している場合にあつては、これを下回った金額を入札した者を除く。）を落札者とする。

11 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間

平成20年4月28日（月）から平成20年5月13日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館9階 北海道企業局閲覧室

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

平成 20 年 4 月 28 日（月）から平成 20 年 5 月 13 日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所

北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館 10 階  
北海道企業局総務課

(3) 質問による回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

平成 20 年 4 月 28 日（月）から平成 20 年 5 月 13 日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 閲覧場所

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館 9 階  
北海道企業局閲覧室

## 12 工事概要図

入札参加希望者は、発注工事の工事概要図を閲覧することができる。

(1) 閲覧期間

平成 20 年 3 月 28 日（金）から平成 20 年 4 月 25 日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 閲覧場所

札幌市北 3 条西 7 丁目 道庁別館 9 階  
北海道企業局閲覧室

## 12 支払条件

(1) 前金払

契約金額の 4 割に相当する額以内とする。

(2) 部分払

部分払はしない。

## 13 契約書作成の要否

必要とする。

## 14 予定価格等

(1) 予定価格の概算額

300,000,000 円（消費税等を含む）

(2) 最低制限価格

設定している。

(3) 入札の執行回数は 1 回とし、再度の入札は行わない。

(4) 入札執行の際、入札者が 1 人以下の場合は、入札を中止する。

(5) 入札の執行時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることがあるので、内訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。

なお、内訳書の提出を求めた入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

## 15 その他

上記の他、入札説明書及び一般競争入札における共通事項による。